

2020年7月1日

## 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

東京都墨田区押上1丁目1番2号  
株式会社コラボス  
代表取締役 茂木 貴雄

当社及び株式会社シーズファクトリー（以下「シーズファクトリー」といいます。）は、2020年5月12日付の吸収合併契約に基づき、当社を吸収合併存続会社、シーズファクトリーを吸収合併消滅会社、効力発生日を2020年7月1日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関する事後開示事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併が効力を生じた日

2020年7月1日

#### 2. 吸収合併消滅会社における手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条及び会社法第787条の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社であるシーズファクトリーは当社の完全子会社であるため、会社法第784条の2及び会社法第785条の規定に基づく請求については該当がありません。また、同社の新株予約権は存在しないため、会社法第787条に該当する事項はありません。

(2) 会社法第789条の規定による手続の経過

シーズファクトリーは、2020年5月25日付の官報公告及び個別の催告書により債権者に対する本合併についての異議申述の公告及び催告を行いました。異議申述期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

#### 3. 吸収合併存続会社における手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

当社の株主から、会社法第796条の2に定める吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

当社は、会社法第796条第2項に基づき株主総会の決議を経ずに本合併を実施したため、会社法第797条第1項ただし書きに該当し、反対株主の買取請求権は生じません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

当社は、2020年5月25日付の官報及び電子公告により債権者に対する本合併についての異議申述の公告を行いました。異議申述期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、2020年7月1日をもって、シーズファクトリーの資産、負債及びその他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2020年7月14日（予定）

7. 上記に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

2020年5月12日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都千代田区内神田1丁目15番10号  
株式会社シーズファクトリー  
代表取締役社長 鈴木 裕幸

当社は、2020年5月12日付で株式会社コラボスとの間で締結した吸収合併契約書に基づき、2020年7月1日を効力発生日として、株式会社コラボスを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1のとおり、2020年5月12日付で、吸収合併契約を締結しました。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号及び同条第3項）

吸収合併消滅会社である当社は、株式会社コラボスの完全子会社であることから、本吸収合併に際しては株式の発行および金銭等の対価の交付を行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号及び同条第4項）

上記のとおり、合併対価の交付は行われなため、該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号及び同条第5項）

該当事項はありません。

5. 最終事業年度に係る計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号及び同条第6項）

(1) 吸収合併存続会社について

株式会社コラボスの最終事業年度（2019年4月1日～2020年3月31日）に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。また、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

(2) 吸収合併消滅会社について

当社において最終事業年度の末日後に生じた財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

株式会社コラボス（2020 年 3 月 31 日現在）および当社（2020 年 3 月 31 日現在）の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
株式会社コラボス	2,343,593 千円	491,012 千円	1,852,581 千円
当社	4,294 千円	2,533 千円	1,760 千円

本吸収合併効力発生日後の株式会社コラボスの資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の株式会社コラボスの収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、株式会社コラボスの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本吸収合併後における株式会社コラボスの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以 上



## 吸収合併契約書

株式会社コラボス（以下「甲」という）と株式会社シーズファクトリー（以下「乙」という）とは、以下のとおり吸収合併契約を締結する。

## 第1条（吸収合併）

甲と乙は、甲を合併存続会社、乙を合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

## 第2条（商号および住所）

吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は次のとおりである。

## (1) 吸収合併存続会社

（商号）株式会社コラボス

（住所）東京都墨田区押上1-1-2 東京スカイツリーイーストタワー17階

## (2) 吸収合併消滅会社

（商号）株式会社シーズファクトリー

（住所）東京都千代田区内神田1-15-10 the c (No.231)

## 第3条（合併の効力発生日）

合併の効力発生日は2020年7月1日とする。但し、合併手続の進行上必要がある場合、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

## 第4条（合併対価）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際し、乙の株主に対して、その有する乙の株式に代わる金銭その他の財産を交付しない。

## 第5条（資本金等の額）

甲は、本合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しない。

## 第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併の方法を用い、株主総会による本契約の承認を得ずに合併する。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づく略式合併の方法を用い、株主総会による本契約の承認を得ずに合併する。

## 第7条（会社財産の引継ぎ）

1. 乙は、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を反映した一切の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を、合併の効力発生日に甲に引き継ぐ。

2. 乙は、第1項記載の貸借対照表作成日の翌日から効力発生日の前日までの資産及び負債の変動を、計算書を作成して甲に報告する。

#### 第8条（業務の運営）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

#### 第9条（契約の変更及び解除）

本契約の締結日から効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態もしくは経営状態に重要な変更が生じたとき、または本契約の目的の達成が困難になったときは、甲および乙は、協議の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

#### 第10条（本契約の効力）

本契約は、甲乙双方の取締役会承認または法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

#### 第11条（協議）

本契約に定めるもののほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議の上、これを定める。

以上の合意を証するため、本契約書2通を各当事者が記名押印して作成し、各自1通を保管する。

2020年5月12日

甲：東京都墨田区押上1-1-2

東京スカイツリーイーストタワー17階

株式会社コラボス

代表取締役社長 茂木 貴雄



乙：東京都千代田区内神田1-15-10

the c (No.231)

株式会社シーズファクトリー

代表取締役社長 鈴木 裕幸



(提供書面)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、高水準を維持する企業収益や雇用所得環境の改善等により緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら一方で、米中間での貿易摩擦の長期化、英国のEU離脱問題等の不安定な国際情勢に加え、年明けからは、新型コロナウイルスの感染拡大により国内外の社会・経済が深刻な状況に陥り、景気の不透明感は一層強まっております。

このような環境の下、当社はコールセンター向けに各種クラウドサービスを提供しており、多くの企業においてシステムを自社構築するオンプレミス型からクラウド型へと移行が進む中、当社はクラウド型市場シェアの拡大を目指し、販売力及び開発力の強化並びに新たな付加価値の創出によるサービスの拡販に努めてまいりました。

具体的には、従来より進めております中長期的な経営戦略の下、拡大するクラウド型市場において着実に市場シェアを獲得すべく、顧客ニーズに対応した新たな付加価値を提供するサービスや機能の開発・提供を進める中で、コールセンター業務をサポートする各種機能やサービスとして、コールセンター向けデータ解析サービス「GOLDEN LIST (※1)」やウィングアーク1st株式会社が提供するクラウド型BIツール「MotionBoard Cloud (※2)」との連携等に加え、新たに以下のサービスの提供を開始いたしました。

- ・AI音声認識サービス「AmiVoice Communication Suite provided by コラボス (※3)」
- ・LINE株式会社が提供するコミュニケーションアプリ「LINE」と当社「COLLABOS CRM」との連携機能
- ・各種コミュニケーションチャネルに対応するオムニチャネル (※4) ソリューション「XCALLY (エクスコーリー) (※5)」

これらコールセンターの課題解決に貢献するサービス提供により、オンプレミス型市場でのアカウント獲得とクラウド型へのリプレイスニーズを着実に捉え、主軸である電話系サービスの拡販を推進してまいりました。

このような取り組みの結果、当事業年度の売上高につきましては、2,019,443千円（前事業年度比2.6%増）となりました。製品・サービスごとの状況は、以下のとおりであります。

なお、当社の事業はクラウドサービス事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載はしていません。

・@nyplace

AVAYA（※6）社製交換機をクラウドサービスで提供する「@nyplace」につきましては、新規契約の獲得や既存顧客の業務拡大に伴う売上高の増加があったものの、契約期間満了に伴う終了案件の発生による月額利用料金の減少が影響したこと等により、期間平均利用席数は7,047席（同174席減）、売上高は1,552,346千円（同0.7%減）となりました。

・COLLABOS PHONE

自社開発によるソフトフォン型コールセンターシステム「COLLABOS PHONE」につきましては、既存顧客の業務繁忙に伴う減席等があったものの、新規契約の獲得や通信利用料の増加等により、期間平均利用チャンネル数は1,248チャンネル（同108チャンネル増）、売上高は214,384千円（同28.7%増）となりました。

・COLLABOS CRM及びCOLLABOS CRM Outbound Edition

コールセンター利用に特化した顧客情報管理システム「COLLABOS CRM」及び「COLLABOS CRM Outbound Edition」につきましては、契約ID数の減少等による売上高の減少はありますが、電話系サービスと組み合わせたトータルソリューションの提供により、当社サービス全体の売上高に寄与しております。

「COLLABOS CRM」については、期間平均利用ID数は2,136ID（同71ID減）、売上高は140,948千円（同8.3%減）となりました。また、「COLLABOS CRM Outbound Edition」については、期間平均利用ID数は741ID（同22ID増）、売上高は43,527千円（同8.3%減）となりました。

売上原価につきましては、1,178,325千円（同13.4%増）となりました。主な増加要因は、各サービスにおける回線料、ネットワーク機器等設備の保守費用、ホスティング費用、各サービスの設備投資に伴う償却費用等の増加に

よるものであります。製品・サービス別では、@nyplace関連で867,666千円（同10.4%増）、COLLABOS PHONEで188,953千円（同32.1%増）、COLLABOS CRM（Outbound Edition含む）で68,498千円（同21.4%減）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、649,637千円（同4.9%増）となりました。主な増加要因は、人的リソースの確保・拡充等に伴う人件費及び株主数の増加に伴う関連費用の増加等によるものであります。

以上の結果、損益につきましては、営業利益は191,480千円（同38.3%減）、経常利益は190,926千円（同38.0%減）となりました。また、当期純利益は、関係会社株式評価損を特別損失に計上したことにより、85,044千円（同59.6%減）となりました。

#### 事業別売上高

事業区分	第18期 (2019年3月期) (前事業年度)		第19期 (2020年3月期) (当事業年度)		前事業年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
クラウドサービス事業	1,968,726千円	100.0%	2,019,443千円	100.0%	50,717千円	2.6%

(注) 当社は、クラウドサービス事業を提供する単一事業であります。

#### [用語解説]

##### ※1. GOLDEN LIST (ゴールデン リスト)

自社で蓄積・収集した顧客情報や受注データや対応履歴等から、独自の解析ロジックにより、「いつ、誰に、どのような商品が売れるのか」をAIによる学習機能を使って解析・予測を行うサービス。

##### ※2. MotionBoard Cloud (モーションボード クラウド)

企業をとりまく様々なデータを可視化し、価値ある情報に変える、表現力と分析力を兼ね備えたクラウド型の情報活用ダッシュボード(BIツール)。

##### ※3. AmiVoice Communication Suite provided by コラボス (アミボイス コミュニケーション スイート プロバイデッド バイ コラボス)

AI技術によるリアルタイム音声認識ソリューションを活用し、通話のリアルタイムな可視化、コール内容の見える化により、1コール当たりの対応時間の短縮、センター全体の業務の効率化を実現するサービス。

##### ※4. オムニチャネル

実店舗やECサイト、アプリ、SNS等といった企業と顧客との接点となる多様なチャネルを統合することにより、どのようなチャネル（接点）においても同質の利便性で商品を購入したり、サービスを利用したりできる環境を実現すること。

本記載においては、それを実現するための機能やさまざまなチャネルに対応したツールとしてオムニチャネルソリューションと表現しています。

※5. XCALLY（エックスコーリー）

電話やメールに加え、チャットやSNS等の多様化するチャネルに対応するオムニチャネルソリューション。

※6. AVAYA（アバイア）

アメリカ合衆国の通信、ネットワーク機器メーカー。

IP電話交換機、IP電話製品、コールセンター向けソフトウェア等の一連の企業向けコンタクトセンターソリューションを主力製品として提供しており、IP電話交換機製品において国内外に多くの実績がある企業。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は234,293千円となりました。このうち主なものは、@nyplaceに関する設備の増設及びCOLLABOS PHONEの新機能開発に伴うソフトウェアへの投資等となっております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、2021年3月期から2023年3月期までの3か年を対象とした「中期経営計画」を策定し、2020年5月に公表しております。

当社が属するコールセンター市場は、通信販売やインターネットによる問い合わせ機会の増加等により、これらに対応するシステムの需要は今後も増大するものと考えられます。また、一方で、チャットやLINE等SNSの普及に伴い、例えば、多様なチャネルからの問い合わせ内容をAIで分析させることで、効果的な販売に結び付ける等、より高度なシステムに進化していくものと考えられます。

当社は近年、このような将来のシステム高度化のニーズを先読みすべく、次世代のコールセンターシステムに関する知的システムの開発を進めております。今後3年間においては、先行的な開発投資を含め、後述の3点を成長戦略としていく方針であります。

#### [成長戦略]

##### (1) 現有サービスへの新ITソリューション追加開発

2021年3月期までに、当社の電話系サービスである「@nyplace」及び「COLLABOS PHONE」と連携できる新たなITソリューション（※1）を開発し、現有サービスの売上を着実に伸ばいたします。具体的には、以下のITソリューションの開発を予定しております。

- ・携帯電話番号を宛先にしてメッセージを送信するSMS（Short Message Service）送信の開発
- ・よくある質問等のウェブ画面からチャットにて問い合わせを受け付けることができるチャットの開発
- ・ロボットにて自動返答するチャットボットの開発
- ・よくある質問を蓄積し、企業のホームページのよくある質問への利用及びオペレーターが検索で利用できるFAQの開発

なお、引き続き2019年にリリースした以下3つのサービスの拡販も推進し、顧客の利便性や多様化のニーズに対応する新サービスや新機能の拡充、価格戦略に基づいた販売力の強化等を積極的に推進し、更なるシェア拡大を実現してまいります。

- ・AI音声認識「AmiVoice Communication Suite provided by コラボス」
- ・「LINE」と当社「COLLABOS CRM」の連携による有人チャット機能及びAI自動応答機能
- ・オムニチャネルソリューション「XCALLY（エックスコーリー）」

## (2) AI技術を活用した新コールセンターソリューションのリリース

2022年3月期までに、AI技術を活用した新コールセンターソリューションをリリースし、「@nyplace」と並ぶ第二の柱へ育成します。多様化する顧客ニーズへの対応の迅速性、柔軟性へ対応するため「COLLABOS PHONE」を全面リニューアルいたします。開発コンセプトは、企業とエンドユーザーのコミュニケーションを最適化、企業の売上・利益に貢献する、オリジナルサービスの開発となります。

## (3) コールセンターに集まるデータを活用したマーケティング事業領域への参入

2022年3月期までに、コールセンターに集まる様々な情報（性別、年代、通話履歴、対応内容、興味関心、メール、感情（音声認識等））を貴重な情報資産として有効活用したデータビジネス事業（※2）として、マーケティング事業領域への参入を開始いたします。具体的には、コールセンターに集まる様々な情報をマーケティングへ活用できる「GROWCE（グロウス）（※3）」を新たに開発し、企業の売上・利益に貢献する広告・マーケティング領域に進出してまいります。

当社は、上記中期経営計画の実現にあたり、以下の6点を重要課題として取り組んでまいります。

### ① 事業領域の拡大について

当社は、今後更なる成長を遂げるために、従来のサービスに加え、多様化するコンタクトチャネルやクライアントニーズに対応した新たな機能及びサービスを提供してまいります。更に、コールセンターに蓄積される様々なデータを活用する新たな事業の開発などを通じて、コールセンター周辺事業領域への事業の拡充を図ってまいります。

### ② 開発力の強化

当社は、あらゆるクライアントニーズに応える機能拡充及びサービスメニューの開発に努めてまいります。また、それに加えてニーズを超えるさらに価値あるサービスの創造を実現するため、開発技術力強化のための教育と内製化及び環境整備へ積極的な投資を行い、開発機能の品質とスピードの向上を進めてまいります。

③ 販売力強化及び販路拡大

当社は、今後も成長が見込まれる市場環境において、製販一体となる組織体制の最適化、クライアントニーズに応える機能拡充及びサービスメニューの追加、競争優位性を高める価格戦略等を通じて、販売力強化及び販路拡大を図ってまいります。

④ システム安定性の強化

当社は、コールセンターに不可欠な365日24時間のシステム提供に耐えうる十分な設備投資を行っており、今後も継続してサービス品質の維持向上を図るため、定期的・計画的な予防保守の運用体制を構築し、持続可能かつ高品質な安定したサービスの実現に努めてまいります。

⑤ 組織体制整備及び人材育成

当社は今後もクライアントの要望に対してスピーディーに対応していく組織の確立を目標として、専門分野を有する人材の補強、社内研修体制の更なる充実及び管理職のマネジメント能力の強化を図り、全社的な高い営業力を持つとともに、全社が隔たりなく連携する組織体制の整備に努めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

企業として大きく成長していくためには、クライアントのみならず社会的な信用を得ることは、重要な課題であると考えております。

そのため当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、内部統制システムの整備、コンプライアンス体制の充実及び経営の透明性の確保を図り、企業倫理の一層の向上を着実に進めております。

[用語解説]

※1. ITソリューション

ITによって顧客が抱えている課題を解決したり、ITを活用して業務をサポート・効率化するためのサービス。

※2. データビジネス事業

インターネットを通じて日々大量に生み出されるビッグデータを使い、生活の利便性向上や価値創出につなげる事業。

※3. GROWCE(グロウス)

コールセンターに集まる様々な情報と、Webマーケティング部門に集まるサイト内行動や広告クリック数等のデータを統合し、コールセンターに集まる情報をマーケティングへ活用できる統合型次世代CRMマーケティングシステム。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2017年3月期)	第 17 期 (2018年3月期)	第 18 期 (2019年3月期)	第 19 期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高(千円)	1,814,504	1,942,171	1,968,726	2,019,443
経 常 利 益(千円)	289,356	305,373	307,822	190,926
当 期 純 利 益(千円)	194,722	206,020	210,673	85,044
1株当たり当期純利益 (円)	45.97	47.96	44.07	17.75
総 資 産(千円)	1,720,069	2,042,363	2,246,197	2,343,593
純 資 産(千円)	1,293,888	1,542,032	1,764,246	1,852,581
1株当たり純資産 (円)	298.54	321.59	361.21	378.94

(注) 当社は、2016年12月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割及び2018年3月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。そのために第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

なお、2020年5月12日付で当社と当社の非連結子会社である株式会社シーズファクトリーは、2020年7月1日を効力発生日とする吸収合併契約書を締結しております。

## (7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社は、お客様相談室または製品問い合わせセンター等のコールセンターを所有するクライアントを対象とし、クラウドサービスとしてインターネット網を介してIP電話交換機システムや顧客情報管理システムを月額料金制で提供しております。

クラウドサービスは、企業が個別にシステム構築をするのではなく、同じシステムをインターネット経由で共同利用することにより大規模な設備投資が不要になるとともに、導入コストの低減及び導入期間の短縮が可能となります。

なお、当社は単一セグメントとしてクラウドサービス事業を営んでおり、セグメントごとの記載はしておりません。

当社のクラウドサービスは、以下の4つの主要サービスから成り立っております。

### ① @nyplace

可用性の高いAVAYA社製IP電話交換機システムを、クラウドで提供するサービスであります。IP電話交換機を現地構築する場合に比べ、ロケーションを選ばず、スピーディーかつリーズナブルなシステム導入を実現しております。オプションとして通話録音システムの提供も行っており、IP電話交換機と通話録音システムをワンストップで提供することが可能であります。

### ② COLLABOS PHONE

5席から80席までの小・中規模コールセンター向けに、Asterisk(※1)ベースで開発したソフトフォンをクラウドで提供するサービスであります。@nyplaceに比べて短納期、低価格での導入が可能です。

### ③ COLLABOS CRM

コールセンターでの利用に特化した顧客情報管理システムをクラウドで提供するサービスであります。インターフェイスを特徴としており、電話対応、Eメール対応、Web問い合わせの一括管理が可能です。

### ④ COLLABOS CRM Outbound Edition

架電(電話をかける)業務に特化した顧客情報管理システムをクラウドで提供するサービスであります。架電先リストの作成や架電結果レポートをはじめ、アウトバウンド業務に特化した機能を実現しております。

[用語解説]

※1. Asterisk

アメリカ合衆国のDigium, Inc. が開発しているオープンソースのIP電話交換機システムのソフトウェアです。

(8) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

本社：東京都墨田区押上一丁目1番2号

(9) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末 比 増 減	平均年齢	平均勤続年数
62(6)名	1名増(2名減)	34.50歳	5.5年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時使用人(アルバイト、インターン及び派遣社員等をいう)は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	10,000千円

## 2. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 11,990,400株

(2) 発行済株式の総数 4,791,000株 (自己株式32株を含む)

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は1,200株増加しております。

(3) 株主数 5,435名

### (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
茂木 貴雄	1,741,300株	36.35%
コムテック株式会社	648,600株	13.54%
中村 崇則	170,000株	3.55%
株式会社アドバンスト・メディア	112,200株	2.34%
藪 太一	71,000株	1.48%
小川 勇樹	54,000株	1.13%
株式会社アイカム	49,800株	1.04%
楽天証券株式会社	43,000株	0.90%
小久保 雄史	37,400株	0.78%
原 トミエ	37,200株	0.78%

(注) 持株比率は自己株式 (32株) を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		2014年12月5日	2015年7月24日
新株予約権の数		306個	947個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 183,600株 (新株予約権1個につき600株) (注) 4	普通株式 568,200株 (新株予約権1個につき600株) (注) 4
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり 23,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 160,200円 (1株当たり267円) (注) 4	新株予約権1個当たり 629,400円 (1株当たり1,049円) (注) 4
権利行使期間		2016年12月23日から 2024年12月22日まで	2017年7月1日から 2025年8月30日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 306個 目的となる株式数 183,600株 保有者数 3名 (注) 4	新株予約権の数 917個 目的となる株式数 550,200株 保有者数 5名 (注) 4
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 1名 (注) 4
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 2名 (注) 4

		第9回新株予約権	
発行決議日		2015年7月24日	
新株予約権の数		220個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 132,000株 (新株予約権1個につき600株) (注) 4	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 6,000円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 629,400円 (1株当たり1,049円) (注) 4	
権利行使期間		2015年8月31日から 2025年8月30日まで	
行使の条件		(注) 3	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	215個
		目的となる株式数	129,000株
		保有者数	5名
	社外取締役	新株予約権の数	5個
		目的となる株式数	3,000株
		保有者数	1名
	監査役	新株予約権の数	1個
		目的となる株式数	1株
		保有者数	1名

(注) 1. 行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社ならびに当社の子会社、主要株主会社(15%以上の当社の株式を有している株主)およびそのグループ会社の取締役、監査役および使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職による場合及び当社の取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に、以下の期間区分に対応して権利を行使できるものとする。  
上場日から1年を経過した日の前日まで 付与された権利の50%以下  
上場日から1年を経過した日以降 付与された権利の全部
- (4) 新株予約権者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合についてのみ、上場した日より6ヶ月が経過するまでは、新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとする。

2. 行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、2016年3月期乃至2018年3月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

① 2016年3月期及び2017年3月期の営業利益の累積額が500百万円を超過した場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

② 2017年3月期及び2018年3月期の営業利益の累積額が500百万円を超過した場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%

ただし、2016年3月期及び2017年3月期の営業利益が一度でも220百万円を下回った場合、全て権利行使不可とする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### 3. 行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額（但し、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

① 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

② 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

③ 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

④ その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
4. 2016年12月 1 日付で実施した普通株式 1 株を 2 株とする株式分割及び2018年 3 月 1 日付で実施した普通株式 1 株を 3 株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	茂 木 貴 雄	
代表取締役副社長	青 本 真 人	管理部長
取 締 役	小 川 勇 樹	営業第一部長 株式会社シーズファクトリー 取締役
取 締 役	鈴 木 裕 幸	ビジネス開発部部長 株式会社シーズファクトリー 取締役
取 締 役	齋 藤 一 紀	戦略開発部長
取 締 役	山 本 泉 二	株式会社インターネットイニシアティブ 顧問 株式会社IIJグローバルソリューションズ 顧問 株式会社ディーカレット 監査役
取 締 役	鈴 木 達	株式会社テリロジー 取締役兼執行役員副社長 株式会社テリロジーサービスウェア 代表取締役社長 VNCS Global Solution Technology JSC Board of Director
取 締 役	志 賀 文 昭	
常 勤 監 査 役	秦 齊 雄	
監 査 役	三 井 良 克	
監 査 役	畑 下 裕 雄	株式会社プロキューブジャパン 代表取締役社長 Ingenico Japan株式会社 監査役 さくらインターネット株式会社 取締役 株式会社タジマ 監査役

- (注) 1. 取締役山本泉二氏、鈴木達氏及び志賀文昭氏は、社外取締役であります。
2. 監査役秦齊雄氏、三井良克氏及び畑下裕雄氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役秦齊雄氏は、企業経営者としての豊富な経営経験と会社経営に対する高い見識を有しております。
4. 監査役三井良克氏は、長年にわたり経営に携わってきた経験があります。また、監査役畑下裕雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2019年4月1日付で取締役齋藤一紀氏は戦略開発部長に就任いたしました。
6. 2019年7月1日付で代表取締役副社長青本真人氏は管理部長兼内部監査室長から管理部長となりました。
7. 2020年3月10日付で取締役鈴木達氏はVNCS Global Solution Technology JSC Board of Directorに就任いたしました。
8. 2020年4月1日付で取締役小川勇樹氏はCS部長に就任いたしました。

9. 2020年4月1日付でビジネスデベロップメント部はQIC00部に名称変更いたしました。
10. 2020年4月10日付で取締役鈴木裕幸氏は株式会社シーズファクトリー代表取締役社長に就任いたしました。
11. 当社は、取締役山本泉二氏、鈴木達氏及び志賀文昭氏並びに監査役秦齊雄氏、三井良克氏及び畑下裕雄氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
12. 社外役員以外の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「(4)社外役員に関する事項」に記載しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬額等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の数(名)
		基本報酬	賞与	
取締役	65,880	65,880	—	8
(うち社外取締役)	(10,800)	(10,800)	(—)	(3)
監査役	7,800	7,800	—	3
(うち社外監査役)	(7,800)	(7,800)	(—)	(3)
合計 (うち社外役員)	73,680 (18,600)	73,680 (18,600)	— (—)	11 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2014年12月5日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2014年12月5日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役山本泉二氏は、株式会社インターネットイニシアティブ顧問、株式会社IIJグローバルソリューションズ顧問及び株式会社ディーカレット監査役を兼務しております。株式会社インターネットイニシアティブと当社との間には、同社が提供するクラウドサービスの利用取引があり、株式会社IIJグローバルソリューションズと当社との間には、当社が提供するクラウドサービスの提供取引がありますが、同氏はいずれの取引にも関与しておらず、また、当社と両社の取引は、一般の取引条件によっております。株式会社ディーカレットと当社との間には、特別の関係はありません。

取締役鈴木達氏は、株式会社テリロジー取締役兼執行役員副社長、株式会社テリロジーサービスウェア代表取締役社長及びVNCS Global Solution Technology JSC Board of Directorを兼務しております。株式会社テリロジーと当社との間には、同社が提供するクラウドサービスの利用取引があり、株式会社テリロジーサービスウェアと当社との間には、同社が提供するインターネット接続サービスの利用取引がありますが、当社

と同社の取引は、一般の取引条件によっております。VNCS Global Solution Technology JSCと当社との間には、特別の関係はありません。監査役畑下裕雄氏は、株式会社プロキューブジャパン代表取締役社長、Ingenico Japan株式会社監査役、さくらインターネット株式会社取締役及び株式会社タジマ監査役を兼務しております。さくらインターネット株式会社と当社との間には、同社が提供するインターネットサービス事業の利用取引がありますが、同社と当社の取引は一般の取引条件によっております。その他3社と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役	山本泉二	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、情報・通信分野における企業経営者としての豊富な経営経験と幅広い見識に基づき、当社の事業運営の適切な監督を行う立場から、発言を適宜行っております。
取締役	鈴木 達	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、情報・通信分野における企業経営者としての豊富な経営経験と幅広い見識に基づき、当社の事業運営の適切な監督を行う立場から、発言を適宜行っております。
取締役	志賀文昭	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、長年にわたりIT業界に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づき、当社の事業運営の適切な監督を行う立場から、発言を適宜行っております。
監査役	秦 齊雄	当事業年度に開催された取締役会18回すべて、監査役会19回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、企業経営者としての豊富な経営経験と会社経営に対する高い見識に基づき、業務執行状況や意思決定の適正性を確保する立場から、発言を適宜行っております。
監査役	三井良克	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会19回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、業務執行状況や意思決定の適正性を確保する立場から、発言を適宜行っております。
監査役	畑下裕雄	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回、監査役会19回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験や企業経営者としての経験に基づき、業務執行状況や意思決定の適正性を確保する立場から、発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額について相当であると判断し、同意しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行の状況、継続監査年数等を総合的に勘案し、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会における会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、2014年2月25日の取締役会にて「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況に関する基本方針書」を定める決議を行い、2016年5月25日に一部改定を行っております。当社は、会社経営の透明性及び業務の適正化を確保するための組織体制が重要であると考えておりますので、その基本方針に基づいた体制の整備、運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 業務執行の最高責任者として代表取締役は、コンプライアンス体制の監視及び改善等を目的とし、取締役よりコンプライアンス担当取締役を1名選任しております。また補佐を行うため、使用人側にもコンプライアンス担当者を1名以上選任しております。
- ② 法令遵守に関する基本方針を「コンプライアンス規程」にて制定し、コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス担当者が取締役、監査役及び使用人に周知を行っております。また必要に応じて研修会を開催し、その周知を徹底するとともに各自が見直しを行っております。
- ③ 全ての取締役、監査役及び使用人を対象とし、弁護士事務所と内部通報制度を設置しております。通報者に対する不利益な取扱いを禁止する等の「コンプライアンス通報規程」を設け、通報の妨げがない環境を整備しております。
- ④ ビジネスリスク等のリスク・マネジメントを行うため「リスク管理規程」を定め、取締役、監査役及び使用人による事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法について規定しております。
- ⑤ 代表取締役は、「内部監査規程」に則り、使用人より内部監査責任者を選任し、所属部署に依存せず、取締役及び使用人に対し客観性を持った内部監査室を組織し、職務執行及びコンプライアンスの状況等を、定期的に監査しております。
- ⑥ 代表取締役以下、組織全体にて反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当・不法な要求を排除いたします。また警察、弁護士等と緊密な連携関係を構築することに努めております。
- ⑦ 財務報告に係る信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用、評価を行う体制を整備しております。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」を定め、取締役会の手続及び取締役会の権限範囲等を明確にしております。
- ② 取締役及び使用人による効率的な職務執行を確保するため、管掌役員制度を導入し「業務分掌規程」を定めるとともに、取締役及び使用人の職務執行に関する責任権限に関する事項を明確にするため「権限規程」を定め、組織の効率的な運営を図っております。
- ③ 「取締役会規程」に則り、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行っております。また定期的に職務の執行状況等について報告しております。
- ④ 取締役会において中期経営計画を策定し、管理部管掌取締役は中期経営計画の進捗状況を定期的に取締役会に報告することで、中期経営計画が適正に運用されるよう努めております。また定期的に中期経営計画の見直しを行い、適切な策定ができるように努めております。
- ⑤ 経営会議は、「経営会議規程」に則り、原則月1回以上開催され、業務執行上重要な課題に関し十分に検討し、適切な対応ができるように努めております。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報（各種書類、資料及び電子媒体に記憶されるデータの全てを指す）は「機密文書管理規程」等によって保存責任部署及び保存期限を定め、適正に保管、管理を行っております。また内部監査室等による内部監査によって、当該情報の保管及び管理が、同規程に従い適正に実施されているかを確認しております。
- ② 「機密文書管理規程」等によって、当社の所有する情報を適切に管理・運用する方針を明確にしております。情報漏洩や改ざん、または事故、故障、もしくは地震、火災等の人災及び天災により損害等から保護する体制を整備しております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営上の意思決定は、取締役会にて決議しております。

- ② ビジネスリスク（多額の損失、不正や誤謬の発生等）のリスク・マネジメントを行うため「リスク管理規程」を定め、取締役、監査役及び使用人による事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法、またリスク管理体制について規定しております。
  - ③ 「リスク管理規程」に則り、代表取締役を委員長として、全社的なリスク管理体制を推進するためリスク対策委員会を設置しております。
  - ④ 内部監査の実施により、取締役及び使用人に法令・定款違反、その他の事由に基づきビジネスリスクとなる危険がある業務執行行為が発見された場合には、発見された内容等について直ちに代表取締役に報告する体制を整備しております。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は監査業務の補助及び監査役会の運営事務等を行うため、補助要員の配置について監査役または監査役会は要請をすることができ、取締役はこれを尊重し、協議の上、適切な人員配置を行っております。
  - ② 監査役または監査役会は、補助要員の人事評価・人事異動に関し意見を述べることができ、取締役はこれを尊重しております。
  - ③ 補助要員の処遇、異動、懲戒処分等の人事に関する事項は監査役の同意を得て、当社が決定しております。
  - ④ 監査役または監査役会は、補助要員に対して直接指示をすることができるものとして、当社は、これに抵触する指示をすることができない体制を整備しております。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会に参加するほか、希望する任意の会議に自由に出席することができます。
  - ② 監査役は、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。
  - ③ 監査役は随時、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を閲覧することができ、必要に応じ内容の説明を求めることができます。

- ④ 取締役及び使用人は、職務執行において気が付いた法令・定款違反等の会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び使用人の不正行為、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のために求められた事項を直ちに監査役または監査役会に報告いたします。
  - ⑤ 当社は、上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、内部通報制度に基づき監査役に報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
- (7) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当社はこれを拒むことはできません。
- (8) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役及び取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題について意見交換をします。また監査役監査上の重要課題、環境整備について意見交換し、取締役はこれを尊重いたします。
  - ② 内部監査室は、監査役と定期的に会合を持ち、内部監査状況、報告を共有し対処すべき課題等について意見を交換いたします。
  - ③ 監査役は、監査役会を原則として月1回開催し、監査状況等について情報交換及び協議を行っております。また会計監査人から定期的な会計監査に関する報告を受け、内部監査室を交えて、意見交換を行っております。
  - ④ 決裁申請書、契約書、帳簿等の文書その他監査役が監査に必要と判断した資料等の社内の情報に、監査役が容易にアクセスできる体制を整備しております。
  - ⑤ 監査役及び監査役会が、監査実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の外部の専門家をアドバイザーとして任用することができます。

(9) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針とし、反社会的勢力の排除に向け、「コンプライアンス・マニュアル」や「反社チェック要領」による社内周知を図っております。
- ② 管理部を反社会的勢力排除のための対応主管部署とし、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等によるセミナー等を通じて情報収集を行い、社内体制の整備に努めるとともに、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、事案に応じて速やかに対処できる体制を構築しております。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保  
月に1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。
- ② コンプライアンス体制  
内部統制に関わる基本方針並びに「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」及び「コンプライアンス通報規程」をイントラネットに掲載し、全役員及び全従業員が常時閲覧可能な状態にしております。
- ③ リスク管理体制  
内部監査室にて毎事業年度の年間内部監査計画を立案し、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び常勤監査役に報告しております。また、監査役各自が希望する任意の会議に自由に出席しております。
- ④ 監査役の監査が実効的に行われることの確保  
監査役、会計監査人及び内部監査責任者は、定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。
- ⑤ 反社会的勢力を排除するための体制  
契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取組みを継続的に実施しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しております。

万一、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合において、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の共同の利益に資しないと認められた場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定して開示し、その上で適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

# 第 19 期 計 算 書 類

〔 2019年4月 1日から  
2020年3月31日まで 〕

株式会社コラボス

代表取締役社長 茂木 貴雄

## 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,833,706	流動負債	269,703
現金及び預金	1,576,340	買掛金	88,656
売掛金	228,757	短期借入金	10,000
商品及び製品	8	リース債務	112,196
前払費用	24,200	未払金	18,804
その他	4,883	未払費用	1,213
貸倒引当金	△484	未払法人税等	26,518
固定資産	509,887	未払消費税等	6,753
有形固定資産	353,671	前受金	1,947
建物	33,493	その他	3,612
減価償却累計額	△14,864	固定負債	221,309
建物(純額)	18,629	リース債務	221,309
工具、器具及び備品	394,812	負債合計	491,012
減価償却累計額	△365,514	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	29,297	株主資本	1,815,476
(純額)	29,297	資本金	324,774
リース資産	582,476	資本剰余金	304,774
減価償却累計額	△276,731	資本準備金	304,774
リース資産(純額)	305,745	利益剰余金	1,185,950
無形固定資産	93,185	その他利益剰余金	1,185,950
ソフトウェア	63,866	繰越利益剰余金	1,185,950
ソフトウェア仮勘定	28,903	自己株式	△24
その他	414	新株予約権	37,105
投資その他の資産	63,029	純資産合計	1,852,581
関係会社株式	15,506	負債純資産合計	2,343,593
差入保証金	22,050		
破産更生債権等	1,202		
繰延税金資産	24,502		
貸倒引当金	△231		
資産合計	2,343,593		

## 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,019,443
売 上 原 価		1,178,325
売 上 総 利 益		841,118
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		649,637
営 業 利 益		191,480
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	14	
受 取 手 数 料	2,478	
違 約 金 収 入	1,539	
雑 収 入	128	4,161
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,716	4,716
経 常 利 益		190,926
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,218	1,218
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	39,825	39,825
税 引 前 当 期 純 利 益		152,319
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	66,356	
法 人 税 等 調 整 額	918	67,274
当 期 純 利 益		85,044

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株予約権	純資産 合 計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	324,614	304,614	304,614	1,100,905	1,100,905	△24	1,730,110	34,135	1,764,246
当 期 変 動 額									
当期純利益	—	—	—	85,044	85,044	—	85,044	—	85,044
新株の発行 (新株予約権 の行使)	160	160	160	—	—	—	320	—	320
新株予約権の 発 行	—	—	—	—	—	—	—	4,187	4,187
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	△1,218	△1,218
当期変動額合計	160	160	160	85,044	85,044	—	85,365	2,969	88,334
当 期 末 残 高	324,774	304,774	304,774	1,185,950	1,185,950	△24	1,815,476	37,105	1,852,581

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式の会計処理は、移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年

工具、器具及び備品 2年～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェアについては、見込利用期間（3年～5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 3,925千円

関係会社に対する短期金銭債務 8,359千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 82,199千円

営業取引以外の取引による取引高 2,478千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,789,800	1,200	—	4,791,000

(注) 1. 単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 新株予約権の行使により発行済株式総数が1,200株増加しております。これにより発行済株式総数は、4,791,000株となっております。

### (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	32	—	—	32

### (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高(千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
第7回新株予約権	普通株式	196,800	—	3,000	193,800	—
第8回新株予約権	普通株式	621,600	—	7,800	613,800	23,529
第9回新株予約権	普通株式	132,000	—	—	132,000	1,320
第10回新株予約権	普通株式	26,400	—	2,400	24,000	12,256

- (注) 1. 第7回新株予約権の当事業年度減少は、期中における新株予約権の行使及び退職に伴う放棄分によるものであります。
2. 第8回新株予約権の当事業年度減少は、退職に伴う放棄分によるものであります。
3. 第10回新株予約権の当事業年度減少は、退職に伴う放棄分によるものであります。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	218千円
関係会社株式評価損	12,194千円
減価償却超過額	16,177千円
未払事業税	2,131千円
その他	5,976千円
繰延税金資産小計	36,696千円
評価性引当額	△12,194千円
繰延税金資産合計	24,502千円

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金（主として短期）であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、クライアントの信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に係る信用リスクについては、与信限度管理規程に沿ってリスク低減を図っております。期日・残高管理を行いつつスクリーニングも行っております。回収懸念先については月次の与信報告にて信用状況を把握する体制としております。

当社は各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰表を作成、更新しており、日常のモニタリングを通して適正な手許流動性を把握すること等により、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額その他、市場価額のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
①現金及び預金	1,576,340	1,576,340	—
②売掛金	228,757	228,757	—
資産計	1,805,097	1,805,097	—
①買掛金	88,656	88,656	—
②短期借入金	10,000	10,000	—
③未払金	18,804	18,804	—
④未払法人税等	26,518	26,518	—
⑤リース債務 (※)	333,505	333,480	△25
負債計	477,485	477,459	△25

(※) 1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金及び預金、並びに②売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

①買掛金、②短期借入金、③未払金、並びに④未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤リース債務

元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸借対照表上、流動負債に計上されているリース債務と固定負債に計上されているリース債務を合算した金額となっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	15,506

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

7. 持分法損益等に関する注記

持分法非適用関連会社がありますが、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有割合%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末 高 (千円)
関連会社	株式会社 ギーク フィード	所有 直接34.02	ソフトウェア の開発等 出向者の受入 及び 社員の出向等 業務委託	ソフトウェア の開発等 (注)	43,468	未払金	425

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 上記取引については、市場価格を参考の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 378円94銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 17円75銭  |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社 コラボス

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鳥羽正浩 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤原由佳 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コラボスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認めます。

2020年5月19日

株式会社コラボス 監査役会

常勤社外監査役 秦 齊雄 印

社外監査役 三井良克 印

社外監査役 畑下裕雄 印